



73
368



嘉永壬子新鑄

草偃齋言

常陸 靜神社長官藏版

門中 368 卷

草偃和言序



藩督學會君伯氏嘗著草偃和言迪彙篇以
 郡宰金子氏物上法梓命余序其外偃和言
 蓋會君之著述甚衆予先此二書在以其
 其俚語有感發童蒙之益且便於窮鄉之書
 去故刻之若下播之當世亦可謂仁者之用
 心也夫會君以忠孝之質蓄正大之學其志
 常於其所報效於天下國家聽其之論觀其

仁 3
568

著述。以可。以知。宿志。之所在矣。斯書雖一
小冊子乎。然載錄

天朝之典章禮經及

幕府 本藩之遺

訓古實。夫歷代明君賢臣之偉行奇節有
關係於世教者。使人因歲時之所思。得感發
而無仁慕義之意。油然而不能自己。凡神州之
所以為神州。大道之亘萬世而無墜者。
皆因斯書而可徵一端。必豈可不速播之者

也。以天下人士共之哉。初余與會君同在
彰考館。相親最近。校讎稍暇。文飲交集。其所
相與切劘討論。大略以書之意。而所著者
在於明

神聖之大術也。及今公之襲封。慨然思欲
一變舊弊。拔擢賢材。督勵文武。於學校經界
法善政。用力尤至。於是乎會君居師氏之職
掌一國之教化。得大展所蘊。以裨政治。游學

義小及むは易も風天よは行を小書とて
 教りしとてまよはれ風何りてと少くも書り
 てと中にな及びて人事を畏く地の風あり
 益あふ處もまよを同社の子身は法傳んが為
 小御之義の大概を論も兼時の君后も其の
 之義よ及びて人の中を信小人とてとて上
 小君子は地ある事を知く仁風も應と徳も
 愈も一助ともありて古語もも昔言を百姓よ
 和もといつての河もも其の義を取て篇り

名つて教そのの神事此れもさハ神祇令小裁る所
 小中つて後世始りしおまま風あり大なり
 關係をのらんより其始くあまを渡一の同志
 の人終る時を禱んことを希ふれとて
 甲午年日書お正志を有意い

草偃和言月次
 正月 朔 庚申 祭 二十日
 二月 朔 辛酉 祭 二十日
 三月 朔 壬戌 祭 二十日

草偃和言月次

六月

正月

元日

二月

祈年祭 四日

釋奠 上丁日

東照宮任征夷大將軍日 十二日

菅公忌日 二十五日

三月

鎮花祭 晦

四月

大忌祭 四日

風神祭 同日

神衣祭 十日

東照宮忌日 十七日

三枝祭 同日

五月

楠贈左中將忌日 二十五日

六月

月次祭 十一日

神今食 同日

大祓 晦

鎮火祭 同日

道饗祭 同日

七月

大忌祭 四日

風神祭 同日

八月

釋奠 上丁日

九月

例幣 十一日

神衣祭 十四日

神嘗祭 十七日

十月

大織冠忌日 十六日

十一月

相嘗祭

上卯日

鎮魂祭

中寅日

新嘗祭

中卯日

豐明節會

中辰日

十二月

天智天皇國忌

三日

義公忌日

六日

月次祭

十一日

神今食

同日

大祓祭

晦

鎮火祭

同日

道饗祭

同日

荷前

撰吉日

草偃和言

正月元日

今日八年月日乃始の事ハ京都少くハ四方拜等の
 嘉儀あり 朝廷於儀を詳し記し仰るんハ儀示
 る事とも公事根源ハ世々廣く傳播せら書されハ
 其書此文を撰拾て其大略を申へ一甲子終る
 寅乃時ト 天皇天地甲子山陵をおろし年
 災を攘ひ寶祚を祈り儀也又朝賀とて朝拜とも
 辰乃時ト 天皇大極殿乃高津産まつりせらひ

草偃和言

群臣禮服を云

天皇を祀する事沙即

位の儀と同奏賀奏瑞するの儀あり今ハ朝賀は

やみられども於小朝おとせ清涼殿中て居下

天子をおもむる也又元日首命とて天皇紫宸

殿より渡津ありと群臣百官より酒を給て宴を云あり

外任奏法司奏するの儀あり諸司奏とは七曜の法

曆日月又星を注する氷様去年此氷成を云ふ所の極と云内省より

腹赤は奏するもの也腹赤ハイサヒトイハル也又内侍所の沙

他あり内侍所もハ三種乃神岳の其一なり石凝

姥乃神の橋柵カミ乃日神の沙形乃鏡なり是

を八咫鏡と名づく皇孫天津彦彦火瓊杵尊

葦原此主と成て天降りありと云アハシハラ天照大神

みづの三種の神寶を授けしとて此後とは我を

見らめとせしと宣ひ也日神の沙のうらみ

まは伐せし神門傳く寶物と名づくに人皇

第十代崇神天皇の沙時同殿よりしてハ神

威を廣えんと畏くは後と橋かへらして神代より

傳りし沙鏡とは大和乃皇孫邑より後しなり

垂仁天皇此河内伊勢乃國乎平治の川よふ河がら
 中さる是即今の伊勢 皇太神宮ありさる新
 造乃清統と云 皇病よ重なりまを後別
 座子安置せし温的殿あまあり今小くまを
 神宮し等々崇めりさるくありしは
 主上ハ 神文内侍所れまを河内少はせし
 らぬる也今ハ内侍所よ崇めりさるて女官守護
 しくひきり新日此河内供ハ毎月の事也河内即位の
 時ハ吉日を撰て進むるて供せりさるあり

右公事根源よ載るる亦大略かろし其詳を
 る事ハ本書よ載るる人々ハ也
 漢く按て新日古河荒の世ハ 天照大神
 高天原よまより天照四方よ照臨あり
 時始く嘉穀乃種を求ては物ハ頭見養生食
 て治ては河内小植をせあり又穀を養ふ
 道と始給ひさるよありて弟民存食の原
 國て人皆を生と厚くまをりさる
 皇孫天津彦火瓊杵尊よ天下を授あり

とて八咫鏡八坂瓊曲玉草薙劍三種乃寶物と
 授く豊葦原比瑞穂の國ハ我子孫王と
 居る所の地乃寶祚の隆るん事天壤と
 窮るるべしと宣ひし毫釐と違はば天地
 乃命初より 皇統正しくあはれ唯一乃
 御流れし四海小照臨しして一たびも他姓
 を難えはらざるなり也三種ハ神皇の
 中少く鏡と劍ハ 崇神天皇の吉野遷都
 らし新造の物と護身此法靈とありあり

みハ古事記日本書紀小見え其鏡ハ天德長
 久の火災ノ涉取損ハひ劍ハ青永此乱り
 海底ノ沈みありし 諸家の記録より公事
 根源より外の法書よりえたるも神代乃
 真物ハ鏡ハ伊勢ノ劍ハ尾張ノ熱田小玉ハ
 禁内小現存ありし天徳の信となり法字ハ
 靈物となりて今ハかゝるものあり今ハ字内ハ
 即神代乃字内あり 太祖神武天皇中國
 と平定せし是檀原比命ノ即位よりして天下と

治めひ是より^{レキキヤウ}曆朝の^{セイテイ}聖帝^{テイ}明主^{シユ} 天日^{アマツヒ}

嗣^{ツギ}を^{ツガ}更^{ツガ}授^{ツガ}せあひ^{ツガ}萬民^{マンミン}を^ブ撫^ブ育^{イク}せしむ

神時より^{クハツトウ}今上^{イマノカミ}皇帝^{テイ}より^{クハツトウ}皇統^{クハツトウ}あり

く^{ムク}せ^{ムク}終^{ムク}つ^{ムク}ど^{ムク}朝^{ムク}夕^{ムク} 天^{ムク}神^{ムク}の^{ムク}報^{ムク}中^{ムク}より^{ムク}く

國家^{アシヨシ}は^{アシヨシ}安^{アシヨシ}穩^{アシヨシ}あり^{アシヨシ}ん^{アシヨシ}を^{イナリ}祈^{イナリ}あり

ハ^{カバリ}天^{カバリ}位^{カバリ}より^{カバリ}ま^{カバリ}ま^{カバリ}せば^{カバリ}天^{カバリ}小^{カバリ}伐^{カバリ}く^{カバリ}その^{カバリ}あり

日^{アヲヒトクサ}神^{アヲヒトクサ}の^{アヲヒトクサ}蒼^{アヲヒトクサ}生^{アヲヒトクサ}を^{アヲヒトクサ}也^{アヲヒトクサ}育^{アヲヒトクサ}せし^{アヲヒトクサ}其^{アヲヒトクサ}天^{アヲヒトクサ}切^{アヲヒトクサ}と^{アヲヒトクサ}與^{アヲヒトクサ}め

始^{スハチ}り^{スハチ}し^{スハチ}是^{スハチ}即^{スハチ}天^{スハチ}職^{スハチ}を^{スハチ}始^{スハチ}り^{スハチ} 至^シ尊^ンハ^シ萬^ン民^シの^シ

た^シら^シよ^シて^シ今^シと^シ元^シ朝^シより^シ元^シ化^シ四^シ方^シ山^シ陵^シと^シぬ

始^{レキキヤウ}り^{レキキヤウ}し^{レキキヤウ}曆^{レキキヤウ}朝^{レキキヤウ}乃^{レキキヤウ}聖^{セイ}恩^{オン}所^{セイ}より^{セイ}詞^{オン}あり^{セイ}て^{セイ}と^{セイ}と^{セイ}

是^{チヤウ}を^{チヤウ}是^{チヤウ}ふ^{チヤウ}より^{チヤウ}て^{チヤウ}年^{チヤウ}此^{チヤウ}神^{チヤウ}の^{チヤウ}朝^{チヤウ}賀^ガの^{チヤウ}儀^ガ

何^{チヤウ}り^{チヤウ}と^{チヤウ} 天^{チヤウ}皇^{チヤウ}と^{チヤウ}相^{チヤウ}なり^{チヤウ} 聖^{セイ}恩^{オン}は^{セイ}萬^{オン}一^{オン}

を^{シヤ}謝^{シヤ}し^{シヤ}て^{シヤ}也^{シヤ} 朝^{チヤウ}賀^ガの^{チヤウ}儀^ガハ^{チヤウ}神^{チヤウ}代^{チヤウ}の^{チヤウ}礼^{チヤウ}ニ^{チヤウ}

同^{チヤウ}く^{チヤウ}神^{チヤウ}即^{チヤウ}位^{チヤウ}乃^{チヤウ}礼^{チヤウ}ハ^{チヤウ} 神^{チヤウ}代^{チヤウ}は^{チヤウ}神^{チヤウ}代^{チヤウ}の^{チヤウ}礼^{チヤウ}

始^{チヤウ}り^{チヤウ}て^{チヤウ}也^{チヤウ} 世^{チヤウ}々^{チヤウ}は^{チヤウ}文^{ブン}章^{シヤウ}は^{ブン}美^ビも^{ブン}備^ビり^{ブン}

た^{チヤウ}ら^{チヤウ}れ^{チヤウ}る^{チヤウ}也^{チヤウ} 教^{キョウ}を^{キョウ}載^{サイ}乃^{キョウ}後^{サイ}も^{キョウ}も^{キョウ}檀^{タン}原^{ゲン}は^{タン}昔^{ゲン}より^{タン}

か^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ} 是^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ} 是^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ} 是^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}ら^{チヤウ}

臣下小朝賀の礼ある事君臣の礼ある事
 今と云ふは延後世ハ朝賀ハ山みされども臣
 下と云ふは元日とてあれバ 天子とあり
 なるべしと云ふは中後て小朝賀の儀ハ約ハ是
 一也四海万国之風俗さめぐあきてもかしの
 ぬく天地正けし神より君臣の礼義正し
 して天地と共易らざる事ハ万国よる
 きのみれば 神州の民たつんのハかり
 そのも此義を忘るべしと云ふは元日ハ

聖を四方好を約しをみし群臣も朝賀ある
 へ今日をきバ甲斐は者までも其義を心よ
 念く聖恩の美つを謝もらん云々と
 思ふべしとあり

今日武家少も 幕府よハ惣登 城ありとく
 大名少も 大城小登りて 大將軍ハ
 湯の宮中此儀ハ今國々記さるハ我常陸ハ
 遥拜の禮とて今曉宮乃時ハ東常しとて庭とハ
 ぬく東師の方と遥拜ハみハ次ハ祖先の廟ハ

華僑科書

下

渴^{エツ} 早て諸王の祭祀を文免^{ワサキ}の美^{アモ}流^{カガキ}に奉^{サカシ}
との儀ありて其後小極^{ホヨク}の嘉儀^{カギ}ハ行^{ユク}らる也

東照宮天下の乱を平け給ひ 帝^{テイ}室^{シツ}と

瑞^ホ璽^{ヨク}して天^{タス}切^ケを亮^{タス}け給ひ 君^{ミコ}臣^シの義^ギを以^ヨ

くく 歴朝^{レキナマツ}の聖恩^{セイオン}小^ホ報^{ホウ}をうん^ウらふ

天下に國主^{ヒキ}城主^シと率^{ヒキ}て車^{ケイ}師^シを朝^{ナマツ}あふ

此時より東て天下に臣民^シ注^ツり歴朝^{レキ}の聖恩^{セイオン}

を仰^{オウ}ぎ 東照宮の大^{オホ}切^キ大^{オホ}義^ギ小^コ腹^{ハク}一

中^{ナカ}よりらん御^{ミカレ}だん^{ダン}を 東照宮の神^{シン}孫^{ソン}

遠^{トホ}業^ノと文^ワ徳^{トク}を天下を治^シめ給ひ又誰^{タレ}も感^{カン}

載^{タイ}せざるん是^{コト}よりて大名^{ナボノ}少^コの登^ト 城^{シロ}と

幕府^{バクフ}小^コ極^{ホク}と其^{コト}よりて若^{ニガ}も又若^{ニガ}も主^{ヌシ}矣

小^コ尾^ビ從^スして 大^{オホ}城^{シロ}に坐^マり 東照宮^{トウショウミヤ}に

世^ヨに 大^{オホ}將^{シヤウ}軍^{クン}に敬^{ケイ}禮^{レイ}を奉^{ホウ}り 二^ニ百^{ヒャク}餘^ヨの

切^キ徳^{トク}に報^{ホウ}ひて四海^{シヤウカイ}安^{アン}徳^{トク}をうん^ウら 即^{ソウ}教^{キョウ}子^シ弟^{テイ}を

歴朝^{レキ}乃^ハを聖^{セイ}恩^{オン}小^コ報^{ホウ}をうん^ウら 義^ギ也^{ナリ}我^ガ常^{ジョウ}陸^{リク}を奉^{ホウ}

給^{タマ}ひの儀^ギありて 正^{テイ}二^ニ位^イ殿^{テン}の神^{シン}代^{ダイ}より

して神^{シン}道^{ドウ}を尊^{ソン}奉^{ホウ}して 賜^{タマ}文^ワ納^ナ言^{ゴン}殿^{テン}

少皇てハ様子 朝廷を尊ぶハ 皇統の

正しきと明しき典禮乃闕るも補

緝し送拜の儀と始り奉師小於て新年を

賀せしむる也也 天闕ハ改正此儀終り

て後よあはれ親姻乃方ても賀儀行

ハ是ハ 幕府よりハ各家ハ人を使して 天闕ハ改正の

人並て行也奉師ハ親姻の事ハ 二席の志を奉師と立位と

ハ若しとて賀儀の使の事と行くとてハ 二席の志を奉師と立位と

上事ハ是日のお後を奉る事もある 二席の志を奉師と立位と

定ありと 天闕ハ改正の儀行はるは是ハ親姻の事ハ賀儀

なりと 奉師ハ是國東ハ 勅使もて賀儀

乃儀あり少も必即日よ 天使の儀館ハ往

て報謝せしむるハ類程多しかくの事と

幕府も又 我常陸も君臣此礼義心

しとて天下と共小 天朝と尊高ハ

かありぬ 天位乃尊嚴もとて地乃

同けし初より今日此礼儀も一毫也ハ

ハ此の事ハ世界万国ハ其たハ此の事ハ

是ハ臣民ハ人ものも其義とハ是處ハ

かりそめも忘るるハ士夫吏ハ各其其

敬礼とあり、コト年此神小新心を賀し又
ハ神社を詣りたる人小々かゝるごとく

日嗣の君、天と在り、美民、ヒツリシ然臨あり

幕府ハ、天朝と輔翼し、天功と亮て民と

鎮撫し、チシあひ邦君ハ、天竺の藩屏として

幕府の号令を主民、ガウレイ小布施し、シキホあひ士を吏ハ

其君乃股肱、コノコあひ治民、クニメ其佐とあり、シヨク職

分るるを、ブンあひ思ひ人、モトヒあひ治り、チリまことをも

りてたき國、ウレタキ小生きて、コナマ君臣の義と、キミ史とあり

と、ナラ後ハ庶民と見よ、ミタ倣ひく神社、ミヤ詣りて、ヨリ村長

里心乃許、サトココロよ、ヨリ堪て相祝し、アヒ相去庶とあり、シヨあひ

呻りて、ウレハ父母妻子と、チチあひ新年、トシゴト此款とあり

て、タラトあひ國よ、クニ生れ、ナマあひを、シ款ハ四海、シヨク美國

あまた、オホクニあひ目如、メノトあひたあり、トあり

二月四日

昔ハ、トシ祈季、コトあひとて、シ神祇、カミ官、ツカシあひ行、ユクる、シ令義、ツケ解、トも

欲令、ホソス歲、シ災不作、サハ時、トキ令、シ順、ツケ序、シ本、ホ事、コト度、タビの、シ字、ジとて、シ風、フウ雨、アメ水

旱蝗、カン填、ウツな、シの、シ災、サハあり、シ春、ハル候、トキ私、シ彫、ウツあひ、シ百穀、ヒャクコク成、ナリ熟

せんりしを祈り給ふ事なまは 皇天神宮以下國の

神社三千一百三十二座の神と云ふは此平の

小絶倭文本綿楯槍弓鉄魚海産物の幣と進め申

臣祝詞と宣年々々忌初幣帛と諸神に領つは申

よ三百四十九官幣と崇ふ事其て進む 皇天神

宮此幣帛ハ別業よ主と使を差して進めし又

國よ於ても各々國司此多神二千三百九十九座

あり也此祭乃祝詞ハ天社國社よ申して法年神よ

奥津法年此禰乃多豊熟せんりしを祈り次は官幣

神とて法巫乃祭多神小 皇孫を守護しせん事

と祈り座摩此神よハ法舎と云ふんりしを祈り法

門乃神よハ四方乃法門を守らんりしを祈り生島

神よハ皇神能敷空嶋能八十嶋者谷蟻能狭度極

鹽沫能留限狭國者廣久峻國者平久島能八十島

墜事無方と云て法國法島の治事せんりしを祈り

皇化と四方よ法め給ふ乃法事なりとて辨別と伊勢

皇太神へ申祝詞よハ 皇神能見霽志空四方國

者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白雲能墜

神皇正統記

九

聖向伏限青海原者棹枚不干舟艦能至留極大海
 尔舟滿都々氣氏自陸往道者荷緒縛堅磐根木
 根履佐久弥氏馬凡至留限長道無間久立都々氣
 氏狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打掛氏
 引寄如事 皇太神能寄奉波荷前者 皇太
 神能太前尔如横山打積置氏殘波平閱者又
 皇御孫命御世乎手長御世登堅磐仁常磐仁齋比
 奉茂御世尔幸閑奉故皇吾睦神漏伎神漏弥命登
 宇事物頭根衝拔氏 皇御孫命能宇豆乃幣帛

稱辞竟奉登宣とありて 日神乃照臨
 ます限りハ華夏蠻貊とありて 皇化小向
 めん事を肯くて行むひ次下帝代の古久あらん
 と行り終ふ事の次ハ帝縣の神ハ蔬菜此葛滋やん
 りを祈り次下山口乃神小材木此暢茂を祈り又
 水分の神ハ稻苗乃秀実を祈りあゝ延喜式ノ載る
 所乃祝詞乃大意わくのごとく祈年少くあまは先
 天下此法神ノ豊年を祈り次下宮中神と申ハ
 天祖葦原中國を 皇孫ハ授けたるのみ時

高皇產靈尊より天兒屋命太玉命ヤチノミコト フトタマノと敕チカサして吾ハ

天津神籬天津磐境イハサカと立く吾孫の爲小齋イハヒをん汝

ハ天津神籬と持て葦原中國小治て吾孫乃爲よ

齋なれとて治イハヒあひと 神武天皇天下と定

治ひし時を也 皇天二祖乃詔ミコトノよ治て 神代紀より

の載れども古語拾遺 神武天皇の系ハ 皇天二祖とあるハ初ハ天

皇命命字ハ命イハヒと也 天照太神と言皇產靈尊の二神あり

神籬ヒモと立く也 皇孫と守護スメミマし守り且

宮殿門戸キウデンモンよりして諸國法爲よその神靈シンレイと参り

治ふなり神小 皇太神を参り治ふ祝詞を皇

化と四表ヒマツよ治めしんを首ムトとハ少縣シウケン以下は神

とハ最後ミトト不参りしハ 帝王乃大統トウと天下の

萬民とを先とく大宮乃奉告ホウと治て 治ふ

義ありて此日并よお後の齋日サイジツ少を治尼乃系

肉を傳止せらる 民ハ食を以て天とん 日神ヒノカミ天下に照臨

しうまは其神よりして蒼生乃食て生イクて

之のと極タチせあひ齋穀乃極ハン行エンて今よ至

まて天下に人民飢ウエと免マエカてよを治り是よ

神代卷

十一

幸ふまは伊勢長門の佛といふと

中子と稱す

長門小八仏と中子とを經を撰紙と云塔を阿長と云と云寺を尾着と云佛を長と云尼を女髪長と云

齊を片膳といふ皆 神の膳といふは又今日の幸

穀を祈ふといふ前日より僧尼の年月といふ

禁せしむるされば年穀を祈んといふと念といふ

とも 日神の悦ぶを悦ぶといふも是を悦ぶといふ

寂滅乃道といふ百穀養生の時小苗りて寂滅の

法を備せんといふ時令小苗育て百穀乃發

生ふ益をいふ幸ありといふは神國よ生

たふんといふ年穀を祈んと魚いふ 天朝乃祭

典を知りて今日も年穀を祈べといふ日といふは

此日此祭ハ祈年といふ祝詞も年穀と祈る幸

といふといふ勿論なりといふは次小御巫の祭神といふ

皇孫といふは神といふを祈る祭ハ 日嗣の君

ハ萬民乃天を仰ぐといふ一日と天をいふ

ては萬民も生を安んずといふはあといふは天地を闢

ていふ 皇統正といふ 神家の萬國よ

といふは天祖乃勅といふ

草部系言

十三

今も其神を祀るありて一は座摩沙門乃

神小祈の事也 皇居ハ萬民瞻仰する所

まハ莊重として勅指ありて 神武天皇

乃ウのと於畝傍之檀原也太立宮柱於底磐

之根峻峙搏風於高天原而始馭天下之天皇

と事也 皇居と經營して萬民ハ瞻仰して

づき標準とありてありてを如新なりて也然ハ

皇居の安全ありて事を祀りてよりハ萬民乃

瞻仰する所勅指の意ありて天下を安くと

さめ給ふんとの義ありて一は生鳥乃巫の

祈る所と諸國法焉と發育し給ふ事也

至る乃天職あるが故ありて一は神を祀りて

皇天神よ告りてさるる義ハ 皇統の事

皇居安全ありて諸國法焉と治めありても

其原也 日神の遺體を以て 日神の遺

緒を繼せありて天業ありて別よりありて

其祠也 日神の照臨ありて四方に國々

人鳥并稱する所ありて諸國ハ廣く峻國ハ平

けくを國々半延お掛く川あるがめくを
 らん事を祈り終ふかめく遠國をも勝
 事なる病りく盡く 皇化は向うめん
 との深仁厚澤令く 日神乃六令と照臨
 あり是ありども是よりて 日神の由時より
 素盞鳴る乎神を新羅まで往來し終ひ
 崇神天皇の由時は任那由化せし海外の
 國を敗徳し 景行天皇の由時は筑
 紫の熊襲を親征しあひ又日本武尊より

熊襲蝦夷を平けしむる後 神功皇后三
 韓を征伐ありて三韓を肉屬しより其
 地は府を並置を遣し法接せしむ 任那の事
 の長壽奉納のしし三韓の地ありてかの北を法接せしむる後
 小世意して任那の事を廢し大宰府を並置して法西の國を統
 治するは種々の政ありて筑紫の權を置 齊明
 今ハ長壽奉納の事ありしむる
 天智の由時少く肅慎を征伐し終ひ肅慎渤海
 ありの國にも朝貢を先即き國をも綱歩をく
 川ありしむる實事ありしむる後 聖武
 孝謙乃以よきてハ倫ハ天皇の法を信し終ひて

神聖之道ハ毒入り玄助道鏡なるもの乱ありて
 朝廷礼を以て復すも經すて延暦寺圓城を
 興福寺等此偽徒濫行を肆し之を勅を以て
 皇居を犯せしと歳度と云教を知しと純友
 将門忠常頼時等を始して叛乱の徒出でて
 法園治とて陵通して保元平治に至りて天下
 大小乱を二百餘年此る戦争止むことなげき
 バ外國の朝貢を絶果しりされども
 神あり細戈千是國とて 祚代ありて哉

とるひ 風俗を以て 龜山 後宇多の
 比蒙古乃使世祀たりし小鎌倉に執権北条
 時宗を使と削取西戎を征伐せんと法園よ
 辨令と蒙古龍を奉り時を遂し風浪の爲ふ
 漂没す 後陽成天皇の法時よ八關白秀
 吉云朝鮮を伐て威を海外に振ふを以西洋
 南蠻北國に邪教を授く海外に法園と傾け
 神州までも其法を認め海外に逐放ち
 東照宮跡に嚴禁を設けし 明正天皇の御

時高承の邪統叛乱せしをも悉く一城に中
 少く謀賊あり見せしめて邪統の根を鋤掃
 を来滿し絶し事と細文は餘光を盡し海外
 の諸蠻も舌を振く日本人之眼ありしと恐
 懼せり今西洋の點虜益漲火小なるも諸
 國と吞併し神妙は海上も属せしむるを
 幕府は有司東照官の遠戒小垣の防海の
 令を為しせらるかしのごとく今日此急務天下
 の大事ありき兵書も守者不足攻者有餘
 と云わたり我國を占んとあはば吾國より至
 外國をも廣平しと引去んとす事即ち
 邪謀の心を攻むの道ありて上兵伐謀と云
 義もあらずなきなり然バ日出處より
 日神の降光外國に及ひ仁徳を沐浴せしめん
 事と皇大神に祈めふ言ふ所ありしや
 上丁日釋奠日食國忌祈年祭をこよ
あはれの中より丁あり
 大學寮少く行する孔子を参らるる也明日朝餉乃
 およ釋奠の祚をまゐるる也

大學寮少く行する孔子を参らるる也明日朝餉乃
 およ釋奠の祚をまゐるる也

孔子ハ人道を明シ、メイキヤツ名教を立テ天下後世の模範モバント爲シ、カニ乾の如ク天子は萬物之主トシテ、レキセ應世の如ク、ニヨク一の道とハ人道を以テ、ニヨク此の同ハ人と生れたる人の自然の人道ありて、父子小を親あり、君臣ハ義あり、夫婦ハ別あり、長幼ハ序あり、朋友ハ信あり、是を五典とも云々、イッ人倫の大道を以テ、イッ何くの國ハ少も人倫のふふ、イッ何と云といふ事あり、又五典の大意も自然の道に非ずといふ事あり、イッ中少トシ、イッ神ありハ

太陽の如ク、イッ日向ひテ正氣の發する地を以テ、イッ生民と陽は明あり、イッ正氣と文を以テ生れ、イッ此の道も自然の道に非ずトシ、イッ也、イッ人倫ハ小品あり、イッ其大あり、イッそのハ君臣父子なれば、イッ忠と孝とハ百行の本なり、昔、イッ天照大神天位を、イッ皇孫ト傳ふの時三種の神を授け、イッ一ハ皇統正しく、イッ二ハ日嗣の易らる、イッ三ハ元日此祭と云、イッ此の如く、イッ又三種神を授け、イッ中少トシ、イッ實

鏡と約せりひく我をさるるがめくすべしと宣り

天孫と 天祖の遺體小まじりて 天祖を

念り給へんは神鏡を映しけり神形を即

天祖の遺體の鏡面小影を給へるまは 日神

の御氣の今也 九重よまじりて常小

天祖小事すつとをあらたされば 天孫神

世くよ 天祖よ孝と忠と給ひく千葉世

より盛るるをあらたしけり父は親をさし出せ見

初より忠孝の良は三種神皇の中へ傳りて今

は神皇と天子降りて事なされば 神皇は良

なるは此教天地と天子ありありありと上

古は人民淳樸なれば教導と約しとく自然よ

世を治りしは人も人の善物乃靈なりて日よ小

文眼を趨くとして其の道を色は中世に傳りて至

ては之を絶えしは世を治りしはありあり

日嗣の君の中世よ必文教と設けしはあり

て幸小 應神天皇は治世小竟爾孔子の

神代卷

十一

道徳より澤山と 神州と同く高よ白

たる地勢をれば人倫を明少す 天神の象

仁義を肯くして人倫を明少す 天神の象

を畜まひひ一彙訓の意は協へりあまひ

よりと 至る人より取て善となすこと

樂みひひ孔子は教とせし度くせしれ

孝徳 天智の神代より 文武の報よきて

ハは文教を盛よ興よあひ國々小學校と設る

東都ハ大學寮を置て禮典の礼とせしる

天神の教象とて地の初より備りたるを文友

と以て潤色せしれ 文質令くして異

邦より君子の國と稱せしれ也 事

歴朝釋奠れ禮とせしれ孔子と祭らる事

忘れしれ人倫を明く志孝仁義の意

を以て其教の由て起る所をわしとせ

さしんとの義なること知べきなり

此日ハ菅贈太政大臣道真公の忌日也首録是公

天智天皇と輔佐して大功を建らしめて子孫世々
 朝政を執りて榮榮せらるるも藤原氏の權勢盛るるて
 良房と小政りてを人臣の攝政としりて始りて子
 基經公より関白と云事起りて藤原氏世々攝國の
 任りありて主上の權を奪りて成るるを仰ぎあり
 のこみりて天を志らるるめと甲斐もあがりてりて
 宇多天皇御見と憤りてあひ菅公と中位より奉
 て大將とありて漸く藤原氏の權を抑へあひりりども
 醍醐天皇此御時より起りて時平公の流るる約きて筑

室よ敗流せられ終小宰府まで薨りてあは後小太
 政大臣と追賜せらるる火雷天神と崇め奉らるる
 菅公此賢明の世の知事りて思量老卒とも
 傳稱せらるる公宇多帝此知
 遇をゆく歴世乃積弊を一洗して天下の政を
 脩明して再太平を致さんとてされとも弊
 政を革むる事とありて權臣の欲せざれば所
 在れば檢邪の小人權臣と阿順一若し流るる
 きのの流るる言とて終小見と傾る事一衰世

新編和書

三十一

のおひたり是ふよりて平生此素志宣くを
 早く天下乃乱るよ萌と是實よ世の治乱
 民の休戚はかるるをまて地鬼神もいふ
 づら感物せざらんは後属実異ありて震死の
 人ふとも多かりしは蓋公自後て雷ありしと云は
後世の忘後なり信と云ふん
 主と感悟ありて追賜の命ハあるしをり
 菅公ハ大織冠以後世ハ變あり名はあてはし
 せせハ後乃世も其埒業と追念し神小
 今日を羨る此夢に終ひ日おれん人々羨公

英烈の志も感激して頑史を靡ふ懦史
 と志を立ん事を思ふべし也

三月晦

此日ハ鎮花祭とて大神稜井の神を祭る喜也
 の形かよびと疫神分散して人をあやましう成よ
 けきと法めん為よば祭あり神祇官少く約り
 大神ハ三輪乃神也大物主の神を祭る稜
 井ハ大神の兼御霊なり大物主此神と大
 己貴命の神なり也國とと平けし大切ありて

且醫藥禁厭の法と始て人民の災を降し
神を色ハ疫神を治めん為よ祭らるる也

四月甲日

は日ハ大忌祭とて廣津の神を祭り風神祭とて
田乃神を祭る大忌祭ハ山谷の水其さ名と成る
苗稼を浸淫せん事を祈り風神祭と風乃災とて
て穡穡の登らんことを祈るを祈るを祈る

十四日

此日々神夜祭とて伊勢の大神宮に祭也神服祭

潔齋して冬河の赤川乃神調れ絲を以て神夜を織る
又麻績連といひ民人麻をみる衣和衣を織る
神明小奉るを祈る

萬民衣あくるてハ膚を覆ひ衣をよ場へうとて
天地乃初より日神只小蘭を合せあひあま
より蠶と書よの道あり忌服殿よりして天織
女小神衣を織るゆ給よ是ぞ衣を著し給よ初
なるくさされハ衣を織るハ神世乃昔よ初り
今よ到るまで萬民養冬少もあむるを祈る

小衣て身と終る其原と 日神の賜もの也

さて布帛はるハ 日神の初め給ひてなれど

日神天石窟に入給ひ小諸神の祈り申され

しあを太玉命して諸部の神を平て和幣と

造らしむ此法部神とハ長白羽神と麻と種て

和幣ととせ 是ハ伊勢國麻績の地よりして子孫世々麻布はる

天日鷲神と本綿を造らせ あまのあはれの神と白羽ととも是ハ依是

津昨見神と小穀本と種と白和幣ととせ 見も本

天羽槌雄神と文布と織とせ 倭文の 天棚棧始

神小神衣と織らせ 是即和衣なり 加の

ぬく諸神布帛と依りて祈り申さる事と衣

衣の製此世小産くあると 日神の志

あまはは種く物とつく 日神の志心と慰

め申され あまはは種く物とつく 此諸神の子孫と益

榮えて 神武天皇此法部より至るも和その

職と守りしハ太玉命の孫天富命齋神の法

氏を平て神寶を造りし時も天日鷲神の

孫と本綿麻織布ととせし天富命又日鷲神

乃孫を平く穀麻と阿波國より種む其子孫
 の國を立て後世より至るまで大嘗の年よりハ
 本海麻帛と貢よ天富命又阿波此齊部を分
 ちく麻穀を東去小種む總今のよ徳結城安
 房此所よりして法國よ整行せ也よりある
 切業を一朝一夕少く成均へきよあはひか
 のしく法神の子孫世々其業を文徳く布
 帛と化る事を廣めらば四海の民今より至る
 まぐ暖ふ衣て隆冬祈寒小堪るよりとありし

なりされば日嗣乃君弟民と治め給ひて
 日神不報中されんが為よ今日神衣を
 皇大神言よまゝする也と下れ公民たゝん
 どの暖ふ衣く隆冬の寒も少も堪るが
 日神よりして世にれ 聖王乃深恩を
 ぞく此日とも空くくさるんハ口惜き事
 らぶ一これ聖恩を忘るはんとして大乃
 日少の新衣なりとも又洗濯の衣ありとも潔
 き衣を被して其下乃神社より訪く親戚隣

里のるあて各を免れ凍と免る事と悦
てあそ其本と志まざるのさふと叶ふらん

十七日

此日々 東照宮乃沖忌日なり保元以来天下乱

て源頼朝と地甲兵の権と當り北條義時陪后と

一々 朝廷と輕侮一けさハ 後鳥羽帝震

怒まりして義時を追討せらるるも師敗れて

隠岐國へ遷幸一あり其後北條益跋扈一々皇

統のまこととかのうもふ計ひ六ハ 後醍醐

帝海く憤くせあひて高時と謀殺あり此と北捕

名和頼朝足利等の法将大切と立けまても程なく

高氏謀反して天下再び乱ま楠名和等の切腹殺

死一々新田乃人々と義貞と始りてあそく死亡

せよ新田乃流ふく 徳川の君冬河一潜后

して基業を始めたりハ 東照宮小政て天下此

乱と平け 帝室と輔翼して太平此業と成

民を仁高乃域小跡せ給ふ征夷大將軍小任せられ

従一位太政大臣と成り元和二年四月十七日薨

高氏と高
氏と高
高時
高直
高直の
高直の
高直の

孫子後河國久能山小并り後下野の日光山に
 禰^ニ正^シ位^トと賜^ルる正保寺中宮^{キツ}を
 勅^{キョク}許^{キヨ}あり積^{セキ}徳^{トク}累^{レイ}仁^ニ切^{カク}徳^{トク}の^{カク}大^{トク}ある事^{トク}を^{カク}不^{カク}人^{トク}遍^{トク}
 く知^ルるを^{カク}れ^{カク}ハ^{カク}詳^{カク}不^{カク}述^{カク}る^{カク}よ^{カク}及^{カク}び^{カク}

東照宮禍^ハ乱^{ラン}を平定^スしおひ天下の民^タ地^チ保^ホを
 被^カりて今^{イマ}も其^{ケイ}慶^{ケイ}季^キ乃^ナ大^{トク}ある事^{トク}を^{カク}華^{カク}也^{カク}
 河^カ也^カと述^{カク}ぶ^{カク}る^{カク}よ^{カク}あ^{カク}る^{カク}昔^{カク}保^{カク}元^{カク}平^{カク}治^{カク}より^{カク}こ
 ろ^{カク}の^{カク}四^{カク}海^{カク}鼎^{カク}沸^{カク}して源^{カク}平^{カク}此^{カク}乱^{カク}あり北^{カク}條^{カク}足^{カク}
 利^{カク}の^{カク}叛^{カク}逆^{カク}あり^{カク}る^{カク}よ^{カク}小^{カク}の^{カク}ハ^{カク}港^{カク}長^{カク}志^{カク}と^{カク}ゆ^{カク}

上下相^ウ疑^ウひ一日^ニを安^ヤき心^コあり^{カク}功^{カク}臣^{カク}を^{カク}殺^{カク}
 親^シ族^シ郎^シ位^シ小^シ至^シりて^シ殺^シ十^シ百^シ人^シ一時^ニ血^チを^{カク}流^{カク}
 其^ケの^ケい^ケく^ケと^ケい^ケふ^ケ殺^ケと^ケ知^ケる^ケ大^{トク}の^{カク}功^{カク}臣^{カク}を^{カク}殺^{カク}
 君^キを^{カク}殺^{カク}し^{カク}子^シ其^ケ父^フを^{カク}殺^{カク}し^{カク}兄弟^{ケイ}叔^シ姪^シ互^ニに^{カク}小^シ賊^シ
 殺^{カク}す^{カク}人^{カク}偏^{カク}乃^{カク}道^{カク}地^{カク}を^{カク}奪^{カク}る^{カク}其^ケ暴^{カク}惡^{カク}會^{カク}敵^{カク}より^{カク}
 甚^シし^{カク}此^ニ時^ニ小^シ南^{カク}て^{カク}天^{カク}下^{カク}此^ニ蒼^{カク}生^{カク}朝^{カク}の^{カク}地^{カク}の^{カク}糧^{カク}
 兵^{カク}糧^{カク}皆^{カク}械^{カク}を^{カク}持^{カク}軍^{カク}に^{カク}
 矢^シ石^シ乃^{カク}る^{カク}派^{カク}役^{カク}せ^{カク}れ^{カク}年^{カク}貢^{カク}力^{カク}役^{カク}を^{カク}懸^{カク}け^{カク}る^{カク}
 とも^{カク}回^{カク}畠^{カク}を^{カク}耕^{カク}る^{カク}暇^{カク}を^{カク}あ^{カク}く^{カク}夕^{カク}は^{カク}盗^{カク}賊^{カク}よ

家財を奪れ妻子を殺さば室敷を海に敵不
 ハ植田を踏まき青苗を刈き放火せらるるもあり
 一村一郷盡く屠らねるもあり飢て食なく凍
 て衣あらずも救れを無寡孤獨を憐むるも
 なく争訟をも聴断せむ弱き肉を治まら食
 とあり一日片時も主を安ぜざらば死す百毒
 小及び織田氏豊臣氏天下を取ら才智の才
 天下と治る地あり 東照宮天生の智勇を
 以て天下の亂と平む忠孝仁義を以て太平の

基を重き紀綱を張て海内を治理し治後
 を正しく暴亂と過の西洋の異教を禁
 して邪徒の姦計を絶ち又異國の治亂
 と考へ防備を設けしもの明訓を意に
 治ふ天下は民安く干戈の苦を免く風塵
 乃起るる事二百餘年及び田島を耕し
 産業を治め父母妻子を養く寇盜の患なく
 其天年を終るるを治るる此恩澤を忘る
 勿痛むれども終ふは日よの親戚

近都おつとひて 東照宮乃切陸と思ひ
 矢石の間ゆゑ盛夏極暑少と軍陣に降て
 炎日曝され隆冬初寒少の風雪を冒して
 艱苦しあひあひるあひる物居とも一昔日れり
 と志色どろろ我身と安供と耽らざらぬ
 る艱苦とも思て今日れ業と怠らざらんを
 互に勸誘し又 東照宮乃徳澤よりて
 大羊此邪説少の迷つと人倫の交を可ぬ
 りとも思ひ第一外寇をとおへん時を命

と抛く防禦此今よ埃らん事即王干興師備
 我戈矛與子同仇とくまがめく國家小忠を
 忠とんまを志すべし也

五月二十日

六月日、楠殿左中将正成歿死せられ 是北條義時
 後鳥羽帝と後醍醐帝へ遷しありしより其子孫世々
 天下と掌握し弄び 朝廷を蔑みせしより
 後醍醐帝追討ありしより 官軍敗多て
 帝隠岐へ遷幸せしより此時より南と北の官軍

蜂起せし中少也楠公ハ赤坂千飯破乃孤城と保ち
 小勢と以て大敵と防ぎ賊徒兵を頓一日と曠くせ
 其隙小 帝恙あり還幸ありぬひ友軍六波
 羅と破り京師を收復せし皆楠公乃大功也高時
 遂小天謀よ伏して天下てび治りしらども是利
 高氏謀叛して京師を犯して天下又大乱るは時
 楠公まゝ新田等の法將と共小見を討破り高氏を
 西國まゝ追退けしらども高氏再び攻よるよ及て
 楠公諫約まひ遂小振洋國淡川少て歿死せしる

主上甚悼惜せしめては後追贈ありし三任左中将
 少るる公乃忠義智謀世人乃備く知らるは洋
 記さん

中右以朱名長と称する者大織冠藤公賜
 太政大臣菅公也孝子ハ小松内大臣重盛公也
 忠臣ハ楠公左中将なり古今に孝子徳下の
 色善よ愛敬を蒙る者哀を致し奈小家
 を致し父の志を継承と述べ或ハ大慶よ遇
 て不共戴天の大讐と報るの類人口小繪矣

古々の多しといへども小松殿の如きは父入
 道の暴横少く悖逆は事にも及べりしと
 百方幾諫して不教に陥らしめむ至那の瘻
 小處して忠孝を令くせしめたる古虞舜の
 事を稱して慈く又不格姦といへども聖は
 まる古今忠烈の士大切と建て社稷を衛り
 成ら節は伏し義小死し青史に光輝を
 垂せしるも此多しといへども忠勇智謀兼備
 といふ天下後世乃模範とすべきハ楠公よ志く

之のあはれ元弘建武の時よ南りて忠臣義
 士お後輩出とてその中あり 天胤より出て大
 難を防ぎ四も忠義の士を鼓舞せしハ兵部
 卿乃官親王 護良 征東大將軍乃官親王 宗良 征西大將
 軍乃官親王 懷良 たり義は死し風骨凛然たる
 ハ皇太子良 諱恒 及ハ東國管領の官親王 尊良 征夷
 大將軍乃官親王 成良 あり時勢小酌して幾微
 と悉く凍降し忠誠をおさし良臣ハ英里
 小路藤房卿也艱難の中お立て大義を酌し

一義士の氣を作興せし北島の親房卿あり
 危難の間小周旋し乘輿を善くを善く
 未せし千種乃忠顯卿あり幸れ初より密
 諫ふ初り法蘭の義士と慕し右中辨俊基
 朝臣中納言資朝卿具仍卿等れ人々たり
 身と心く 玉體より代り乘輿と危難より脱
 させしつし花山院の文貞公師賢たり兵昌
 小をてあがり矢石を祀し辛勞勤苦せし
 鎮守府大將軍顯家卿を始りて四條乃贈

左大臣隆實公左大臣實世公等あり武家の
 人々少く義兵を擧て糧倉を一掃し北條を
 殄滅し高氏も志ざり寔盛せしめし元
 勲と新田左中將義貞朝臣たり乘輿還幸
 と守護しなり孤軍を以て大敵を退けしハ
 名和又右郎長年也鎮西の朝敵と志ざり若
 戦して賊流都へ攻よる幸と均さししハ
 菊池乃一族其切大ありし陸奥に官軍よハ
 白河結城等也南海に友軍よハ去居場結也

智勇謀畧ありて人品雅正なるハ兒島備後
 三郎高德たり其他新田の一族義顯義助
 義興義宗義治のひ堀口金谷江田大館大井
 田里見号と始々々々法國をも去岐多治足
 足助錦織寫字名三條号の義士倍多ありと
 してとも楠公れを傑出して忠勇智謀他より
 倫をぐまのあり其切實著一子辛美若
 て忠貞乃首とあり諫約きさるふ乃て忠
 死と快々是より天下の大勢一變一々官

軍目く小沮喪一中興乃業を遂げゆりしハ
 實小千載の遺恨ありとてとも楠氏の子孫宗
 族正行正家正朝正高号と始々々々お踵々
 義の死命を塵芥とるも軽くして忠烈の
 氣天地小寒我常陸の 贈大納言殿湊
 川小碑を建て嗚呼忠臣楠子墓と題し碑陰
 よと明の義士朱舜水の撰め楠公れ贊を
 刺せしめしれとも千古忠臣の第一等ありて
 人倫の模範とあり天下後世もとも義士の

意を勵まざる所也さるる貴賤をわくは日小遇
てと被小同志は友ともおと相共よ義を勵
まされ時所位よ隨て國家よ忠と孝と人
と徳海思意と風教の善つと助事なりま也

六月十一日

此日八月次祭あり神祇官中て約する令義解小ぬ
庶人宅神祭とより儀節祝詞を八部て祈奉祭と同
庶人乃宅神祭と各其一家の安穩おらんる
小奈るよりあるを 至る四海を以て家と

なりある其義と宅神祭と同けきても天
下此神社もて何事も幣帛を頒たらんるに
生島の神の祝詞を 皇大神の祝詞小
と海外の諸國法島もて被國ハ廣く峻國を
平けくともあり生島乃祝詞小を島此八千島
障る事ありらんるを祈り 皇大神の
祝詞中と遠國をも八千綱打掛く引あらり
めららんるを祈り給ふ是即 日神乃照
臨まらんる 日嗣此君一家の

育イク一あひ四海シカイは民タチハ子弟シラコ僮僕トウボクの其家ソノイヘはを
 仰オホスくが如ごとく仕シへ奉ホウむるを理コトバめとく 日神ニチカミ乃
 照テ照テ一臨リンん限カヘと 日嗣ニチシの君ミコは涉シ宅タクあく
 あまハを國クニを網ツトあ掛カくし其ソノあらわがやとく
 皇化クニウツク小向コウカくしめん事コト 至尊シツシンは宅タク神ジンを
 奉ホウりあふ義ヨシあらとくされど天下テンカの臣民シミン既イよ
 皇ミコ上ノは宅タク中ノよ生ナれぬまは遠トヨクく蠻夷マンイは國クニに
 まても網ツトあ掛カく率ヒキひ提シタガくしめんを致シひ志シ
 を同ドウくして國クニ小報コウキもくさるべしんやまこ

至シるは諸國シヨククニ法ホウ高タカむ宅タクと臨リンひ諸侯シヨウハ其國
 を宅タクと士庶シシ人と其家ソノイヘを宅タクとを各オノ其オノ己ミが宅
 乃安ノヤスくしん事コトを祈イラんとあはむ此日ココノヒを以ヨシて奉ホウむ
 御ミコト神カミ也ナリ昔ムカシより祭マツル宅タク神ジン吉日キヨジツをとりしも
 天子テンシは河カハを此日ココノヒよと結ユツよ 至尊シツシンは四海シカイを宅
 とくし奉ホウりあふ日ヒあまは四海シカイ乃民タチ一人ヒトヒトとて
 其仁シニ德トクの修シユ澤タクを被カウフらざる者モノたあり干支カンシを
 乃吉日ノキヨジツを擇エラミて奉ホウむしよりハ此日ココノヒよ奉ホウむる者
 日ヒを河カハをくしむ 至尊シツシンは四海シカイは安ヤスきを祈イラり

草儀和言

三十五

神之日小當りて甲子年三月の天下を昔より祈らんよハ神明も神守護一あよつて也

今日神今食あり神嘉殿少く約する又神祇官小て約する事も河也伊勢皇太神を迎へらるて

天子神自神饌を供せんと神小大の大会會の神饌此儀と同此儀を十二月と二月ある也月次

神今食の以余ハ約日より忌火神飯と供と神事と約日より始めりるふよりて火を忌む心也と云り
まゝ醴酒とも供と偽危と喪服あるもの氣内を傳

止と此系終く十二日少と解齋の神粥と供とる也

皇太神四海と照臨ましくと云り 日嗣の君

替とせぬと千萬世天下を覆育し給ひ萬民衣食を均て其生を安くする事前乃條より

舉がめくおれバ今少むる事 至尊を位を授て 神明も事へまつと忌とせ給

いど殊小今日と四海を宅とて祭とせぬ日 赤色バ 皇太神を神殿小迎なりと

神自神饌を供せんと事孝子此宅中小

ありて親^{オマ}を奉^{ツカフ}るが如く天下此人皆神明
 乃^{マツクハウ}奉^{ツカフ}光^{ツカフ}を伴^{ツカフ}ぎ 天胤^{トウ}の覆^{フク}育^{イク}中^{ナカ}小^コ生^ナく其
 身^ミも安^ア穩^ンあるがよ今日各自^{オノオノ}其宅^{オノヤ}神^{カミ}を奉^{ツカフ}祭^{マツル}
 事^{コト}を始^{ハジ}めりされば此日^{ココノヒ}中^{ナカ}而^{シテ}て神^{カミ}を奉^{ツカフ}と
 なるべ 天朝^{テンテウ}小^コ神^{カミ}今^{イマ}食^シ儀^ギありと
 天祖^{テンソ}小^コ孝^{コウ}を盡^{ツク}させ給^{タマフ}ふりて知^チて自^{オノ}をその
 父^{チチ}祖^ソの孝^{コウ}を尽^{ツク}さん事^{コト}を思^{オモ}ふべし也

晦^{ツクヨリ}

今日^{オホノヒ}大^{オホ}被^ヒあり百官^{ヒヤククワン}盡^{ツク}く朱雀^{シユク}門^{カド}小^コ集^{ツク}く被^ヒをさる也

六月^{ムツキ}十二^ニ月^{ツキ}二^ニ夜^ヨあり中^{ナカ}臣^シ祝^{イハヒ}詞^{コト}を宣^{ノボ}ふ大^{オホ}の詞^{コト}を中^{ナカ}臣^シ
 被^ヒと稱^{ナヅケ}を其^{ソノ}大^{オホ}意^イを親^{オヤ}王^{オウ}諸^{シヨ}王^{オウ}を神^{カミ}とす朝^{チヤウ}廷^{テイ}に仕^シ
 なる法^{ホウ}長^{チヤウ}百官^{ヒヤククワン}の過^{アヤマ}り犯^{トガ}せる罪^{ツミ}を被^ヒひ清^{キヨ}めり也
 天神^{アメノカミ}より 皇^{スメ}孫^{ミマ}に授^{サツケ}めり 國^{クニ}中^{ナカ}小^コ生^ナる天^{アメ}之^ノ
 益^{マシ}人^{ヒト}等^{トウ}り過^{アヤマ}り犯^{トガ}さんく罪^{ツミ}を天津^{アメノツ}祝^{イハヒ}詞^{コト}乃^{ナラ}
 太^{フタ}祝^{イハヒ}事^{コト}を宣^{ノボ}ふ天津^{アメノツ}神^{カミ}國^{クニ}津^ツ神^{カミ}聞^{キコ}食^シる
 皇^{スメ}帝^{テイ}孫^{ミマ}之^ノ命^{メイ}の朝^{チヤウ}廷^{テイ}を始^{ハジ}め天下^{テンカ}四^シ方^{ホウ}此^{ココ}國^{クニ}小^コ今日^{オノノヒ}
 より始^{ハジ}め罪^{ツミ}を以^{モツ}て罪^{ツミ}なるべし也
 又^{マタ}今日^{オノノヒ}家^ケ系^{ケイ}を始^{ハジ}めり也

人の過り犯せし罪を解除せしむるを神
 代より此風俗より素盞鳴尊此罪を法神
 解除せしむる事と見えたり此風俗より
 今少事まで人の罪を解除せしむるなり
 七日ハ丁年此事見えは是より以前此罪を
 解除して今日より更始し罪あるを
 神より自ら赦免し又七日より十二月
 まで一年此半なれば十二月少の同く解除
 せらるゝ事なりかゝる如く小民より至るまで一旦

乃過おと罪を犯せしむるありて神罰を
 蒙るるを憐みおひく事を解除せしむ
 小民よりもの已く其教の中より至る
 事よりおと罪を畏れ過を改んとす
 心をおとす切にあらざるよしあり
 又按るる小人民を稱して天益人といふ事ハ伊
 弉册尊かんとすまさんとせし時日小千頭を
 殺さんと宣ひて伊弉諾を我を日小千五
 百頭を生とせりと宣へりよりして人民乃

事を天益人とい稱せし也天地の間は陰と物を
 枯陽ハ生とてより自然に理ありて大初
 月して陰神と肅殺を主り陽神と生養を
 主り終ふされども天地の道ハ陽を主とすこと
 ある故陽神の宜ひし事と主とすて人とい
 益人と稱する也陰陽ハ晝夜は如く天地の局
 小陰氣勝時と天下乱て人民耗滅し陽氣勝
 と此の世治りて人民生息と其大教ハ晝と夜
 よりも長とす乃理あり
春分秋分晝夜等分ありとも
日出のお日入の後も尚太陽の光

始りありておのよりおのりて晝五十分刻
 夜四十分刻なり是陽ハ長陰ハ短と澄也 數千年の間
 小治日ハ乱日より多く人民ハ萬息と古
 より多くなりしハ果とて益人乃稱宜し
 どもこの一東は日出所とて陽氣は散
 する所をまば生養を育とて益人と稱し西
 方ハ日没所とて陽氣は散る所をまば寂滅
 を与りて往生を稱とされば天地の生氣と
 文と萬息を人民ハ生あり父母小事ハ妻子
 と善ひ事の繁行して天益人の稱よめんと
ニギハヒ

と新より、我目出度あり

今日まゝ鎮火祭ありて火災を防ぎ道饗祭ありて鬼魅を防ぐ疫神の祭也何事も小祀也
此二祭拾芥抄より吉日と擇ぶとあり

七月四日

此日大忌祭風神祭あり四月小同

八月上丁日

釋奠あり二月小同

九月十一日

今日例幣あり大神事あり祭日より今日まで偽

尾と喪服の人参肉を停止を例幣とい毎年伊勢

皇太神宮へ神幣を奉らせ給ふ也
毎年此事あり右例幣とす也 昔是

太極殿より出神ありて行はれ給ふは後小の神祇宮

へ行幸ありて此より行はる齋主中忌初下部を

奉り神幣と申して出の使の王治馬申するを奉の

奉幣のこゝ

十四日

神衣祭四月小同

十七日 神祇令小神衣祭の目とあり

神嘗祭あり由紀乃沖酒沖贄懸税懸税ハ此祭ハ新

小若ク教多皇太神宮小宮進トソヘリ外宮ハ八十六日

奉る也由紀ハ齋乃為なり沖酒沖贄此料ハ式ニ

沖衣三足外宮ハ米三石三斗二足海米十石雜供料米廿又

石陸ノ石神酒廿三斗諸國以神税小税二百三十束釀造而首也

大税一百八十束外宮ハ百斤税一千二百廿二束以五把為束外

此外種々此物あり斤ハ片々外宮使忌初幣を捧外宮ハその

馬と進め次ニ使中長次小使乃王入々肉院の版位

あつき使乃中長祝詞を申す外宮ハその神官目と祝詞

と宣旨を月次祭と同

元日乃條又二月新トレ年委トヒもホ粗述ホあり

天照皇大神嘉穀を重カし給ひ始カめ葦原ア此并

國ウケ保食モテの神ありウケと聞せウケあひウケく天徳ア人カ

て往ユキく是を視ミせユキめらユキまユキすユキ牛馬ウシ蠶粟カイ稗ア

稻イネ麦ムギ大豆マメ等とイネとぬイネくイネまイネりイネハ甚ハ毒ハをイネ

給イひイくイは物イハ民イ乃食イて治イべイきイありイとて粟

稗イ麦イ豆イと陸田ハ種子タとイ稻イを水田ミ種子タとイ

天邑ア君ミと定サめサ稲イを天狭田ア長田ナと種ウて沖田ミと

帝孫瓊杵尊天降りあす時
 及く天神高天原の沖を流し此齋庭の穂を授ら
 る是よりして嘉穀の種天下小笠新せしむ
 四海此民年々小水回陸田を耕耨して父母妻
 子を喜ひ飢る事少くそまを飽すといはる
俗説に嘉穀の種ハもと天竺より渡りしものと云ふあり
 是俗説の妄説にして古史より承てを流るる嘉穀なる
 事海原より出せ給
 日神の賜ものなれば今
 日小至るまで 日嗣の君万民を覆育し
 給ひく 日神の徳澤を報いさるるは為

小九月新穀の熟する時を先 皇太神宮よ
 幣帛新福を供せしむ外宮に豊受神ありて又
 穀を薄り給ふ神ありて 皇太神宮より
 供あめ也万民今日生を喜ぶものなり即
 日神の穂をせ給ひ嘉穀を食て生活する事
 なれば食らる毎に神恩を報いさるるは
 思ひ給ふ新穀熟せし時ハ其かと思ひ
 皇太神に謝すも人徳なきは 至尊
 ハ辱けあめも万民の如く思ふ心志と玉體よお

たせあひて此月の十七日小諸王を使ひて

主との赤子を親王とす二世ヘイ幣帛彩福を 皇太

神宮に進めたり執本追慕れ誠を以てあひ

且ハ萬民の爲よ 日神の大恩を謝す

給ふ也天下に士民日ふ 日神の植

あひ穀を食ひ又己ら身あはく 皇太

神小謝すまへて申すも 萬乘の君も

せあはせくまはく其奉を念く伏跪一

乃口腹れも書て世を空くさるんハ禽獸の

欣喙とせしむるがどしされば士民もあは月

の十一日又は十七日小ハ彩穀懸しぬるを

喜び神社に詣りて 日神の海恩

と謝すも思ふべき也亦これ神社ハ

皆と代小 日神の天切を亮けたりてその

所乃民物を法撫りあひ神をばいのまの神

をねせん也即 日神の恩を謝すも

小叶ふべし也さればは月所々の神社に祭事

河もりも各も亦もく彩穀の懸せしを喜びて

氏神をいさめあはする事ありんと思ひる事
是れをいさめあはする事ありんと思ひる事
是れをいさめあはする事ありんと思ひる事

十月十六日

此日ハ大織冠鎌足公此薨^{カウ}臨^{リン}日也^{カウ}鎌足公也

ハ天兒屋命此妻孫をり神代の古天兒屋命

天祖^{アマツニオヤ}事^{ツカ}奉^{ホウ}り 天孫降臨^{アマミマカウリン}しあひ^イ時^イと五

部神^{トモノカミ}乃^{シテ}上^{シユ}首^{シユ}あ^{シテ}奉^{ホウ}侍^シせ^シは是^{コト}よりして世^ヨ々^ト神

事を掌^{ツカサド}り 神武天皇の御時^{ミコトノトキ}も其孫^{ソノミマ}天種

子命^{ミコノミコト}之^シ穢^{シヨク}と他^タを^ツ子孫^{ミマノミマ}中^{ナカ}臣^{トミ}氏^{ノミ}と^シあ^ハる^{コト}鎌足公初^ハ

中臣鎌子と稱^{ナカノミナ}後^{ノチ}小^コ湊^{ミナト}足^{タリ}と改^{カヘ}らる^{コト} 大鏡ハ常陸鹿島乃^ノ神^{カミ}春日社^{カスガノヤシノヤ}も其^{ソノ}一^{ヒト}座^{イダ}ハ鹿島^{カシマ}社^{ヤシノヤ}と^シあ^ハる^{コト}也^{ナリ} 古^コハ蘇我物部^{ソノガモノベ}乃^ノ高^{タカ}良^{ラウ}相^{ソウ}並^{ナヒ}

て改^{カヘ}と執^{ツク}ふ 欽明天皇^{キンメイノミコ}此^{コノ}御^ミ時^{トキ}佛^{ブツ}法^{ポフ}渡^{ワタリ}り

より蘇我^{ソノガ}稻^{イナ}目^メ子^コ馬^{ウマ}子^コ皆^{ナラ}佛^{ブツ}法^{ポフ}に^{シテ}歸^{カエ}り馬^{ウマ}子^コ之^シ

厩^{ウマヤ}戸^ド皇子^{ミコ}と謀^{マカ}りて物^{モノ}部^ベ守^{モリ}屋^ヤと^シ教^シふ^{コト}遂^スに^ニ崇^ス峻^{シニ}

帝^{ミカド}を弒^シ逆^{ギャク}に^{シテ}遭^{アヒ}ひ^{コト}是^{コト}よりして蘇我氏^{ソノガミ}の^ノ改^{カヘ}を

あ^ハり^{コト} 皇^{スウ}極^{キョク}の^ノ朝^{チヤウ}より^{シテ}蘇我^{ソノガ}此^{コノ}入^{イレ}鹿^カ尊^{セン}

肆^シり^{コト} 朝廷^{チヤウテイ}を危^{アヤシ}かり^シり^バ 天智^{テンチ}天皇^{ノミコ}

い^ハま^シる^{コト}皇子^{ミコ}あ^ハり^{コト}渡^{ワタリ}り^{コト}を^シ臨^{リン}み^{コト}が^シ深^{コソク}く^{コト}是^{コト}を^シ憂^{ウレヒ}あ^ハり

録^レと謀^ハを令^シせて入^ル鹿^カを誅^ス戮^ク 孝^{カウ}徳^{トク}天^{テン}皇^ク

と^{タラ}く紀^キ綱^{コウ}を振^{フル}ひ制^{セイ}度^ドと脩^ユめ中^{チュウ}興^{キウ}の業^{ギヤク}を成^ス

孫^{ソノ}小^コ薨^{コウ}せりて天^{テン}業^{ギヤク}を輔^ホ佐^サし其^{ソノ}切^キつら

る^ルかりけきハ中^{チュウ}臣^{シン}と改^{アラタ}て后^{コウ}原^{ゲン}朝^{チウ}臣^{シン}を賜^{タマ}ひ

大^{ダイ}織^{シヨク}冠^{クワン}の位^イを授^{サツケ}く尊^{ソン}寵^{チュウ}しりて 天^{テン}智^チ天^{テン}皇^クの

二^ニ年^{ネン}小^コ薨^{コウ}せりて 天^{テン}皇^ク世^セを承^{ウケ}りてよりハ 子^コ孫^{ソク}世^セ

輔^ホ佐^サの臣^{シン}とありて 孝^{カウ}業^{ギヤク}を極^{キハ}む

古^コハ人^{ニン}民^{ミン}淳^{ジュン}樸^{ハク}しりて治^チ政^{セイ}の法^{ホウ}備^ビふされども

自^シ然^{ゼン}と治^チ政^{セイ}の風^{フウ}柔^{ユウ}日^{ニチ}く小^コ臣^{シン}と治^チ政^{セイ}を

民^{ミン}乃^ノ機^キ智^チと^ト事^ジ巧^{コウ}詐^サの^ノも多^タけきバ人^{ニン}

倫^{リン}と^トあ^アりて是^{コト}を^シて^テ制^{セイ}度^ドを^シて^テあ^アる

治^チ政^{セイ}を^シて^テあ^アる^ルバ^バ下^カ治^チ安^{アン}を^シて^テあ^アる

教^{キョウ}を^シて^テあ^アる 天^{テン}祖^ソの^ノ時^{トキ}より其^{ソノ}象^{シヤウ}備^ビり

應^{オウ}神^{シン}天^{テン}皇^クの^ノ治^チ政^{セイ}孔子^{コウジ}の^ノ道^{ドウ}を^シて^テあ^アる

潤^{ジュン}色^{シキ} 孝^{カウ}徳^{トク} 天^{テン}智^チ天^{テン}皇^クの^ノ制^{セイ}度^ドを

立^{タテ}て^テ天^{テン}下^カを^シて^テあ^アる^ル孫^{ソノ}小^コ薨^{コウ}せりて

大^{ダイ}切^キあ^アり是^{コト}を^シて^テあ^アる^ル以^モ来^キ其^{ソノ}名^ナ臣^{シン}と^シて^テあ^アる

大^{ダイ}切^キあ^アりて^テあ^アる^ル後^{コウ}世^セを^シて^テあ^アる^ル制^{セイ}度^ド文^{ブン}物^{ブツ}を^シて^テあ^アる

治道の操範をあらうとすべし百世の下とす
ども思て忘べしとす

十一月上卯日

比日ハ相嘗奈あり神祇令よハ大倭住吉大神穴師
恩智意富葛木鴨紀伊國日前多也とすり延喜式
小相嘗奈の神七十一座あり近き比を絶くさた
たをさす公事根源をもるえり

中寅日

此日鎮魂奈河り離遊の運魂を拓て身體此中

府よあつむ宇摩志麻治命のそはり起り也
天鈿女の遺跡をりとしり

中卯日辰日

此月此中卯日よハ新嘗奈とて今年此初福を神
小奉らせ給ふ中辰日小 至尊をさすり也
下りも給ふ是を豊明節會と申也香もよ奈と給ふ
を新嘗奈と申又 天皇御即位の年小奈と申
給ふとハ大嘗奈と申まゝ踐祚の大嘗奈と申す
古きハ沙代よ一夜乃大祀なり昔ハ年々此奈をも

又沙即位の年此祭をも皆大嘗とも新嘗とも通じて
 て祓せし也序々の祭ハ中祀をまじへて踐祚の大嘗ハ
 大祀をれば其義殊小重し豫め悠紀主基の國郡を
 ト定し八月より至く大祓使を又畿七道小各一人
 考し又別一人考して天神地祇の幣帛を供せ
 らる 皇太神宮少を法主を使へん又後穂田と
 て國々より六段の百姓の作る稲を進むその代り
 少々正税を以て是より給ふ也悠紀主基の國よりハ稲
 貢ト部祓宜ト部と考し齊郡小至て大祓河内田以

下とト定して齋場を作り沙歳此神宮の八神を
 祭る 沙歳神高沙魂神夜高日神大津食神大宮
 女神事代主神河須波神波比伎神なり 此外ハ稲貢齋
 屋々皆黒本草を以作り紫を以籬とてト部國郡
 司以下を卑く田小臨く穂を抜最初は抜下は田米
 を供神の飯に擬し其餘は黒酒白酒とす也稲を
 ハ籠より賢木を挿み本草を煮け沙飯の稲をお
 して運送を京に齋場を設て黒本草を以院を
 作く沙稲を収心法飯の稲と棚を造て別置あり
 九月中に神版社神主を冬河國より考く神版と

職しむ十月より

天皇川より臨幸し給ひ沙

禊あり十一月終より晦まで一月の散齋是れ日より

卯此日まで三日の致齋ありは月より歳内乃國々

佛齋を禁む佛ハ或狀の法にて救滅乃道令レハ陽氣甚とて

何處の神事亦佛齋を禁むる事あり皇國少々ハ神祇の忌ある事

ハ國々々々正税一萬束也米六百石あり祭前七日小大嘗宮

を依り東々悠紀院西ハ主基院なり大嘗院乃北小

廻立宮と作る皆黒木草を以作る也十一月中寅日

ハ齋服を給卯日乃平明小神祇官幣帛を法神

小班初年余の條より儀仗を設る申元日乃儀

の如く巳時供物と大嘗宮ハ收む僧服紫沙福輿法

膳案黒酒白酒火燧白杵眞新寫の如く也次ハ阿波

國忌乃乃織る糸の兼服此案と僧服紫乃後小奠

く次ハ沙飯の福を春さ火と燧沙飯と炊く次ハ多

賀須伎と奉と小奠く戌時宸儀始て出さ

給ひ廻立殿ハ臨み祭後と若々々々大嘗宮ハ入せ

々々吉野國柘植苗工古風と奏し悠紀乃國日歌人

々々々國風を奏せし語部古詞を奏せし

皇太子以下群官皆入年人衣を費し拍子歌舞を
 群官拍手詠て悠紀の神膳を薦む沙飯清者菓子
 沙羹お也 天皇沙箸を取せしれ沙飯清者と
 盛せし清酒を神今食りし小瓶み低頭拍手し
 詠ひて後退出させ詠ひ沙飯を易て主基殿に遷
 沙宮時主基乃清膳を薦め詠ひ悠紀の儀小同
 辰日卯時立立殿小をらせしれ沙飯を易させし
 て還宮せしる奈此夜小と舞蹕を称せしこの時小
 至りて始と警蹕を称せし也群官を小忌を忌

たると今日ハうるハく喜揚を司也辰の時小
 車駕豊樂院に臨み悠紀乃帳小詠せしる神祇
 宮の中臣賢本を執り天神の奏詞を奏せし
 神璽此鏡劔を奏せし巳時悠紀國出膳を薦む
 五位以上を登せしる宮舎の儀小同多明
 物と詠目小班ちあ小國司歌人せしる國風を奏
 せし詠て主基乃帳小遷沙せしる前の儀小同
 事詠て悠紀國に福を詠し己乃日辰れし悠紀
 乃帳小詠し沙膳を薦め和奏を奏せし五位以上

管と終る風俗の樂と奏と夜の日小同未時
 主基の帳と出沖船を供田舞を奏すお儀
 小同子同て主基の國と福を賜ふ夜日と八悠紀
 の首云已日とハ主基の節會といふ午日小同國
 此國司氏人等と叙位あり巳時と沖膳を薦め久
 米舞古志舞と奏と申時小大歌并よみ節會と
 奏と次と解齋乃舞と奏と又と酒日此人と柏
 を終る即酒と交飲訖て舞ふ酉時皇太子
 以下五位以下と福を賜ふと詔日六位官以下と

國詔使丁以下と小福を賜ふ國此主典以下詔郡司
 主帳望別勅乃叙位あり大膳大炊造海國日よ
 酒食と賜ふは祭平て福臣の卜詔とある國悠紀小
 考とと湯船神八座とあり解齋を是踐祚大嘗
 乃儀の大概也年々此新嘗祭ハは儀を略して以ハ
 終る也朝儀を具列するハ膳を不をれとも民の瞻仰すべき大
 眼目を是む延喜式に家次才ありて又大福を奉る
 食と民乃天と以る所あるは神代よりして
 歷朝の皇太子是を重せしむ事
 乃條とと論じらるる善ハ萬民の為と存

穀を祈り給ひ秋冬、萬民の爲に天神小報
 命より新嘗と申神て新穀を嘗給ふれ
 ありて神代の古也 日神の新嘗一給ひ
 しより又とより是よりて思ふ
 聖帝明主天神地祇を安んぜ給ひか少報ひ
 始よ及るの儀を祈りて也新穀乃原と
 日神の種をせ給ひるは是は年此九月穀乃
 熟する時先神嘗給ふ祭ありと 皇大神
 を安んぜ給ふ十一月よりて法國より進
 乃物を備り給ふは

天神は修せられ次小天下に諸神を安んぜ
 らせ給て其後よ 主とて新穀をきじ
 め群臣も賜ふたり米穀を給ふ事せ
 るよよりて神代よて夜の大空もは給ふ也
 之儀前ハ皆神代乃古風のまよりて給ハ
 る中長壽詞を奏し忌部鏡劍を奏する
 之中長此遠祖天照命忌部の遠祖大御命
 也 天祖の側よて神事を司り

皇孫降臨スノミマカワリシよ及ては輔佐ホササになり

神武天皇の弟時トキも思登命オモトノミコの孫天種子アマノタネコ

命ミコト解除カイシヨ此事ツカサトを言イハり 其事ハ今の中にも大玉命

の孫天留命アマトミ天璽鏡テンシキヤウケンを指ササもて其小祭祀

のよりよ河のカハかるカるルをイ造業ヤマトをツクるル後世ノチノにもあ

家イヘれノ職シヨクとシてイるル也ナリ其他ノのタ民タをシか

のタめニ神代ノよりオノ各ノ家ノ職業ノをツクるル

事コトをツクるル神代ノ昔ノ小易ノ事コトをツクるル

日嗣ヒツギの君ノとシてイるル日神ノ遺體ノをツクるルてイるル

をツクるル天神ノ事コトをツクるル孫ノをツクるルをツクるルをツクるルをツクるル

人ノとシてイるル皆ノ法ノ神ノの子孫ノをツクるル其ノ遠祖ノの人ノと

日神ノ事コトをツクるル時ノ加ノをツクるル子ノ孫ノをツクるル

後ノもツクるル天ノ上ノの儀をツクるル神代ノの遺風ノを

其ノ事コトをツクるル小ノ事コトをツクるル今ノ世ノをツクるル神ノの世小ノ異ノをツクるル

事コトをツクるル他ノ邦ノ異域ノをツクるル絶ノをツクるルをツクるルをツクるル

神國ノとシてイるル也ナリ也ナリ也ナリ諸國ノの人民ノをツクるル

亦ノの米穀ノ法ノ物ノをツクるル京師ノをツクるル送ルりト 天神ノ供

一ノ事コトをツクるルをツクるルをツクるルをツクるルをツクるル

て後徳田の事ゆりて國毎に六段に此福
を進む宮に一人を攝食し初祿臣下部各
一人を悠紀主基乃二國小遣して

天神小修のふ所の沙飯黒酒白酒乃福を
調進を神代より布帛庶物を調進せし
國々各その田業を獲て余れ料をまゐるが
しけをくそ

至るあまを文取せ給ひて
沙飯酒とるに親ら 天神よ供へる
是前民乃 天神小執いさへする誠心を

玉體よ負せ給ひてあまを 天神よ通し

給ふゆりおれはま下れ臣民も此義を知りて
此日少と祝ひ喜びて 天恩を仰ぎまへま

たり今ハ後徳するの事とやみてゆつまは
悠紀主基乃國もたふ定りてト定とよめる

をけまは諸國の人民と日かやうれ大祭河の事
をま知れども今を 天神の攝種せし事

米穀を食て生活しあが其種を均する
源をも知らば 天神乃賜ものを授忽と

せんハ忍ルベキ事ヲ小あしむやされバ古民ニ
今日去ハ神社ニ詣テ或ハ親戚朋友ヲ集
シテ新穀ヲ嘗セシ 天神の御恩ヲ謝シ
きんしを思ふべしとの

十二月三日

此日ハ 天智天皇此津國忌ナリ 天智
皇乃御前ハ前少ノ述ニ如ク既戸馬子の乱ありて
より蘇我氏權ヲ專ル 至リテ威權ヲ
スルニ蘇我入鹿逆成ニ振ヒ 朝廷乃紀綱亂
ハ此ニ記 天皇未皇子小ましくハ御
を愛ひあひしく入鹿を誅戮セリ此宿弊を一洗
制度ト立テ永世の法則トセラル 孝徳
齊明乃朝スル 皇太子マテ輔翼ニ臨ヒ世
と志ルニ由テ十年即位より在位四年ハ
崩濟ナリ國忌ヲ法代トシ改メテ
申興乃 主少クおんニ
かりハ後の世ニてかろぬ事トナリ

天祖天業ヲ創メ臨ヒ 皇孫天位

を獲めし 神武天皇天下を平定し

崇神天皇四方を經營し 應神天皇文

教を弘め給ひ 歷朝の經緯よりて天下

治安あり事日久しりしうども一治一乱を

世の常あるまば中世以降權臣成福の柄を弄ひ

朝廷の紀綱亂しりとも 天智天皇逆惡を誅

鋤し中興の大業を成し給ひ古より有幼を

祖より有徳を宗とすりし聖賢此法より

て人情のなるまば 神武天皇をば大祖とす

又始馭天下之天皇ともす 崇神天皇をも

清肇國天皇とし 應神天皇をば石碣を

乃宗廟と崇めたり 天智天皇をば中

宗としやまらりしり古人の書ありてんり

應神天皇より以て六年曆を久しく崩壊

の月日もまだらあらざれば國志も置き

天智天皇と國志を永くかゝりぬ事小定あり

て清世の國志れしり不時より改修つて

凡百の禮度法制衣冠知事官職位階を

よきく國郡の分割去田此經界百姓里居よ
 至りて此 天皇の經綸一あひより起て
 今おるまご人氏の表準とあり礼義の國
 とありて異域よりを君子國をと呼らる事
 傳ふ 天皇の功德あまらまは天下乃
 臣民たらんものば自ら結ふ 天皇の
 功德を思ひ親戚朋友も浩り傳へて古を忘
 れど礼義の邦よまきて我狄大羊此俗と吳
 あらうを喜び自ら志を勵して君子國の君

子たらん事を心とすべき也

六日

今日ハ我常陸の 贈大納言殿の薨りあひり日也
 公の長を傳へ文を並礼儀類典等の書を編修あ
 りて 天朝ニ就し給ひ國史を修して君臣
 乃大義を明おせし元禄十三年薨り給ひ謚
 を義公とす天保三年小 敕命ありて功德
 と褒賞し給ひ從二位權大納言を追贈せらる
 天祖忠孝れ及象と尊ま給ひてより 皇統

千葉世を控て易らせぬほどたれども世の變成
 一端をうへ根あるものも出来く禍亂乃原と
 る幸少くくど孔子も名不正言不順と宣へり
 君臣父子れ名分嚴正ありざるべらんや古より
 其名正ありざるもの多しといへども文治以来
 天下は勢一變して諸國の守護地頭みも鎌倉
 の家臣おれば天下の人鎌倉あり事を知て
 天朝ありしを知らざるもの多く承久乃變元弘
 建武の亂れぬき天下忠勇れ世といへども

萬乗れまよ向ひあはせてらむと引しを不義あり
 とも思ふずく各其主れ為よ身を致し事是
 皆名分ありありなる也我 義公一國乃
 治教小心を盡させ給ふとい海らるよ及ぶど
 夙よ忠孝れ道明あらざるを深く歎せあひ
 て大義をて下小のよせんとして讓國の義三奪
 乃喪れぬき父子の存を的あり給ふり既よ
 人の模範とあすべく又國史を修して異端の
 徒國初れ 祖神を勾兵の後と云て神の

乃統を汗まの邪説を破り神功皇后を
后妃傳より列天皇大友を本紀より嘉永

東西乃我元弘南北此争と云皇統を正

同孫孫以將軍傳家族伝を立其他義

烈叛臣此義を云隋唐を外國傳とする

乃類みる國體と云名分を云くく臣

子この者と云く向背迷ハま志ひ即此

子春秋を刪らこの義を言ふて下後世よ至まく人倫の準極也ひり北畠准后後村上

乃朝小をて神皇正統記を著く國體を

明り名分と云くと卓識辯論千載乃

龜鑑とすべ然も戦争此世よあて著述

せられし書を是ハ備らざらずも少かくと

義公此書のめを二子年此事實を網羅

く漏らず正邪忠奸是非曲直みる事小

依て直書く鑑戒を垂め其關係を

不甚大めく千載此後も人心世道を

維持とす事を是ハ藤菅二公楠中將と

同く忌日を並べ奉る也今此篇の如きも
 天下小關係せらるるを奉て一家此私言にあ
 らざれば 義公の忠事をあま載せらる
 事を我々 先君をのち稱揚し哲んとよ
 ばしむるも名教のて下よ明あらんことを
 希ふの意あるはあふ大義を天下に揭示
 給ひ奉れどもを論して境内小治教を教
 むひしむるを是を漏せり

十一日

此日月次祭神今食ありて僧尼の羊肉を禁せし
 る事と皆六月小月

晦

六乃日大祓あり又鎮火祭道餐を何りしりまも六
 月小月
 此月吉日と擇て前前とて十陵八墓に使をせし
 て年此終に幣帛をまゝせり

前前とハ初穂のり也新穀登りてハ新嘗あ
 り
 天神地祇小報をあひ又歳此終

天地を食ひ地乃陰を
 食く其形體を養ふ是天地乃氣を爲て生活
 す也父祖の氣血骨肉分布變化して子孫
 乃身となる父祖の身ハ已り前身めて子孫ハ
 已り後身なれば子孫ある限りハ父祖の身
 色生きて居るなり父祖と子孫と同一
 氣にして一身は異なり故に父祖乃魂氣を
 天に敬むとて子孫誠敬を爲して居るは
 事あるに在るに如くす時ハ鬼神感格して

其氣を享る事天地自然乃理なり是よりして
 天朝少も祭祀の禮有て 天祖小事へなるは
 荷前の幣ありて 先帝小追孝せしむる孝ハ
 生者小事へ左右は執事之に事り勿論なれ
 ども没後よりして色生る小異なきを如く
 敬ひ事へ一氣ありて接属せる子孫の誠敬小
 感格せば死して死せざるとしてされば父祖を
 して永く死せずして其神世にありて居る
 事如くしてめんとの義なり是を食く子孫の誠

教よりりて父祖乃神を永く留め奉るるを
 きは是を永き孝といひ也此篇元日小起て荷
 前小終る前よ君臣乃義を論じ此小父子の親
 と論じ忠と孝とを以て首尾とするなりハ即
 天神乃訓は遵奉し尊んとの義也 天照
 太神三種の神靈を傳給ひ忠孝は訓自其中
 小傳り 皇統天地と共にかゝるを給ふは
 萬世よりりて臣民一君を仰ぎ奉るハ永き忠
 なり 天孫千萬世を經て一祀小事ハ給ふは

永き孝と稱すも久しき也忠孝乃訓天地始
 より起て天地の畫を以てん限りハ永世よりり
 の模範として遵奉すべきの此書は教を以て
 と知べし人の萬物の靈ありて禽獸虫魚乃無
 智ありて人より小ありてされども飽まで食ひ
 煖小衣とて居りて愛ある時を禽獸小進
 聖人は是を愛て人倫を以て民を教ふるは倫
 とは父子君臣夫婦長幼朋友なり是を以て五品
 小ありては中よ君臣父子は二を古人も

人乃大倫ありとて最大ありとてあふ忠孝
 の教を 天照大神の御言まじりて天地始
 て家一付より立て天地と共小あつりあつて
 日おとちて 皇統替りて路つど 皇大神
 を崇敬せよとあひくる目出たさなりて
 神州ふの 仰りて海外は万国多しといへ
 後てあき事也海外の國ふいさむくの異
 教ありて人倫明りあつるもの多き中少と
 西方乃諸國中と一種の胡鬼と後と者も是と

尊奉一眼前の君父を輕侮する愚陋の風俗も
 少くもぞ知る 神州の民たれんその孝
 小宇宙第一よめてて此國ふ生れあつて
 夷の愚陋ある邪説迷ん人乃道を捨て禽
 獸の行をあふんと志も也人心何んものハ
 己の心を恥ら且も君父も神明も對し
 たりて畏るべきもふあつてやされば人を生
 きて人の心を忠孝を失つてあつて
 君父の大恩を報いむらざるべらんやあつてこの

義ドウシヤと云く同社の子弟小若ツゲカタ語りて 祚シラシウあり

蒼アヲヒトゲサ生たらんとのとみふ心を回くくもふ

神シン聖セイの風フウ教キョウふるびきあつらん事を

希コイ子カふれ

草偃和言終

右草偃和言。為郷里子弟村野民庶不
識字者録之也。羣居終日。言不及義。好
行小慧。夫子以為難。而雖博矣。為稱其
賢而已。近時郷閭。歲時集會。稗談瑣
語。所言多不及義。或風之汚。不忍宣乎。
周官。揮人掌誦王志。巡天下語之。是亦
王政之一端。今學為擗人。其或勝於博
奕矣。一日金子郡宰求梓以領管下。此
書特出於村夫子之懷心。雖徒取笑大

方君子而其治民不廢教之意。亦有不
忍負者。所以類厚不敢拒之也。天保癸
卯秋日會澤安書

*草履和言卷一會澤先生所
筆往年金子氏宰西郡欲
上水以公于世會免職而止
余憾其志不遂迺與同志謀
命工繡梓葺之神庫云嘉
永壬子春日常陸那珂郡
靜神社長官齋藤一德識*

草履和言一卷。會澤先生所
筆。往年金子氏宰西郡。欲
上水以公于世。會免職而止。
余憾其志不遂。迺與同志謀
命工繡梓葺之神庫云。嘉
永壬子春日。常陸那珂郡
靜神社長官齋藤一德識。

